◎新潟県告示第1149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成29年10月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
新発田市佐々木字地利目木188番5から	新	11.5~11.5メートル	21.5メートル
同市佐々木字地利目木189番まで	旧	11.5~13.0メートル	21.5メートル

備考 路線の重用

一部区間県道島見新発田線と重用